

仕 様 書

1. 契 約 形 態 軽四輪乗用車賃貸借契約
(地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
2. 賃貸借期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日
(36 ヲ月) とする。
3. 納 入 期 限 契約の日から 3 ヲ月以内を原則とし、別途協議する。
4. 賃貸借種類 メンテナンスリース
5. 保 管 場 所 石垣市字真栄里 672 番地 石垣市役所
6. 車 種 軽四輪乗用車
7. 台 数 1 台
8. 基 本 仕 様
 - (1) 車 種 軽四輪乗用車
 - (2) 年 式 新規登録車 (国産・新車に限る)
 - (3) 排 気 量 6 6 0 c c クラス
 - (4) 駆 動 式 2WD
 - (5) 変 速 機 AT (CVT・AGS 可)
 - (6) 乗車定員 4 人
 - (7) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
 - (8) 操舵装置 パワーステアリング・右ハンドル
 - (9) 車 体 色 白系またはシルバー系
 - (10) 参考車種 軽四輪乗用車
9. 装 備 ・ 付 属 品 等
 - (1) 安全装備
 - ①エアバッグシステム (運転席・助手席)
 - ②スマートアシスト無し
 - (2) 一般装備
 - ①パワーステアリング
 - ②パワーウィンドウ
 - ③エアコン (マニュアル又はオート)
 - ④AM/FM ラジオ
 - ⑤全ドア一括ロック
 - ⑥キーレスエントリー
 - ⑦電動格納式ドアミラー

	(3)	付属品等 ①サンバイザー(運転席・助手席) ②ドアバイザー・サイドバイザー ③フロアマット(全席) ④保安用品(停止表示板・発煙筒又は非常信号灯等) ⑤標準工具一式 ⑥ドライブレコーダー(前後方)
10. 特記仕様	(1)	防錆処理及びアンダーコート
11. 残存価格		残存価格設定あり(車両本体価格(税抜)の10%以内)
12. 予想走行距離		約333km/月(約4,000km/年)
13. メンテナンス サービスの 内 容	(1)	継続検査
	(2)	法定点検
	(3)	故障修理(架装部分含む)
	(4)	消耗部品の交換等
	(5)	油脂類交換及び補充(燃料は除く)
	(6)	タイヤ交換
	(7)	バッテリー交換
	(8)	ワイパーブレード交換
	(9)	その他必要な点検・交換・修理
14. 賃借料に含ま れる 費 用	(1)	車両本体価格
	(2)	登録諸費用
	(3)	自動車取得税
	(4)	自動車重量税(全期間)
	(5)	軽自動車税(全期間)
	(6)	自動車損害賠償保険(全期間)
	(7)	装備・付属品等に要する費用(上記9に要する費用)
	(8)	特記仕様に要する費用(上記10に要する費用)
	(9)	メンテナンスサービス費用(上記13に要する費用)
	(10)	リサイクル料
	(11)	登録抹消に要する費用
	(12)	車体表示抹消に要する費用

15. 任意自動車保険 任意自動車保険は、本市が加入するものとする。
16. 代車の提供 上記 13 のメンテナンスを要するときは、無償で代車を提供すること。
17. 支払方法 毎月払い（履行後翌月払い/口座振込）
18. 見積金額 (1) 見積期間はヵ月とし、見積額は月額とする。
※月額算定期間は、当該月 1 日から末日までとする。
(2) 見積額は、消費税並びに地方消費税を含まないこと。
(3) 見積書内訳欄中に契約期間中の総額を記載すること。
・月額〇円×消費税×36 ヲ月＝〇円
19. 車両の納入 (1) 納入日時：本市が指示する日時
(2) 納入場所：石垣市字真栄里 672 番地
石垣市役所
20. その他 (1) 道路運送車両の保安基準に関する不具合(リコール)の情報を得たときは、速やかに本市に連絡し、修理等について助言すること。
(2) 道路運送車両法等の関係法令を遵守すること。
(3) 本仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。
21. 特約事項 (1) 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 並びに石垣市長期継続契約に関する条例第 2 条第 1 号に基づく長期継続契約である。
(2) 長期継続契約は、予算の議決により成立する。
(3) 長期継続契約は、予算の減額等により契約変更があり得る。